

学級経営・生徒指導 ～豊かな人間性の育成～

人権教育の視点

- ◆人権重要課題への理解を深めるとともに、児童生徒一人一人のよさや努力が認められる雰囲気をつくりましょう。

※「群馬県人権教育充実指針（H28年3月 県教育委員会作成）」を参照

児童生徒理解に基づく成長を促す指導

- ◆多面的・総合的な児童生徒理解に努め、一人一人のよさや違いを大切にした指導の充実を図り、教職員と児童生徒との信頼関係を築きましょう。
- ◆集団の中で、各自がもっている可能性を伸ばしたり、互いに支え合う人間関係を形成したりして、集団の発展や個人の成長を促しましょう。

特別支援教育の視点

- ◆全ての教職員が障害について正しく理解し、それに基づく個に応じた配慮等についての認識を深め、組織的に対応しましょう。

※「小中学校学習指導要領解説 総則編(H29年7月)」、「発達障害理解パッケージ Ver.4(R3年3月県教育委員会作成)」を参照

校種間・教職員間の連携

- 学年間、幼保こ小、小中、中高など校種間の生徒指導に係る情報の引き継ぎを踏まえた指導・支援
- 個人や集団のよい取組や努力等の情報共有、積極的な称賛

いじめの防止・早期発見

- 各校が策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の充実
- 日々の観察、ICTの活用等による健康観察・いじめアンケート等を通じた児童生徒の変化の早期発見・対応
- 児童生徒の感じる被害性に着目した、いじめの積極的な認知
- ICTリテラシーの向上を通じた、加害・被害等のネットいじめやネット依存の防止

※群馬県「ICTリテラシー向上動画教材」の活用

いじめの解消（再発防止）

- 学校いじめ対策組織を中核とした組織的な対応（抱え込みの防止）
- いじめを受けた児童生徒の安心と安全の確保、不登校、仕返し被害等の未然防止
- いじめを行った児童生徒の背景に目を向けた成長支援（傍観者への支援を含む）

※リーフレット「いじめの解消に向けて大人たちができること」（令和元年度いじめ問題対策連絡協議会）を参照

保護者との支援方法の共有

- 困難さを抱える児童生徒の保護者の気持ちに寄り添った支援
- いじめの防止、対応等に関する情報提供を通じた学校と保護者との緊密な連携

全ての児童生徒に対して

生徒指導の三つの機能を生かした日常的な指導・支援

- ◆日々の授業や行事など、学校生活全体において、次の3点に留意し、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指しましょう。

自己存在感

- 児童生徒一人一人のよさや興味・関心を生かした指導の工夫

共感的な人間関係

- 児童生徒が互いの考えを交流し、互いのよさを学び合う場の工夫

自己決定

- 課題の設定や学び方について自ら選択する場の工夫

集団指導と個別指導の充実

- ◆学級経営においては、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用を生かした指導・支援に取り組みましょう。

集団を育てる

- 互いの考えを認め合う
- 温かな人間関係のもと、互いに支え合う
- 共に成長する喜びを実感する

相互作用

個を育てる

- 一人一人に活躍の場がある
- 成長意欲が高まり、様々なことに挑戦する
- 成功体験を積み重ね、自己肯定感が高まる

気になる児童生徒に対して

特別な援助が必要な児童生徒に対して

学校内におけるチーム支援

- 本人や保護者の意見を踏まえ、関係職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を交えたアセスメント（見立て）に基づく支援方針の決定（短期的～長期的な目標の達成に向け、何を、誰が、どこで、どのように、いつまで行うか）
- 各種校内組織を活用した支援状況の定期的な情報共有及び検証、支援方針の修正
- いじめ、不登校、自殺予防等、生徒指導に関する教職員の資質向上（校内研修等）

学校外の専門家との連携

- 学校に加え、児童相談所、警察、医療機関、市町村の保健福祉部局、教育支援センター、地域の民生委員等との連携による、よりよい解決策の検討
- スクールカウンセラースーパーバイザー、特別支援教育専門相談員、法律の専門家であるスクールロイヤー（学校弁護士）の積極的な活用

魅力ある学校・学級づくり

- 学校・学級が楽しく、安心感、充実感が得られる居場所づくりの工夫
- 学級活動、児童会（生徒会）活動、クラブ活動、学校行事等の児童生徒が主体となる自己有用感や社会性を高める活動の推進

※「不登校児童生徒の自立へ向けて（H30年3月 県教育委員会作成）」を参照

SOSの出し方教育の推進

- 様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるためのSOSの出し方に関する教育の実施（意図的・計画的に年1回以上）
- 児童生徒の実態に合った指導内容や場面の工夫

※群馬県版中学校「SOSの出し方に関する教育」プログラム（H31年3月 県こころの健康センター作成）の活用

SOSの受け止め体制の整備

- 表情やしぐさ等、児童生徒の変化に気付いた際の積極的な声掛け、チャンス相談
- 困ったときに児童生徒同士で相談し合える雰囲気の醸成
- 命や暮らしの危機、児童虐待等に対する迅速かつ適切な対応

※「児童虐待から子どもたちを守るために（H31年2月 県教育委員会作成）」を参照

不登校傾向児童生徒への対応

- 本人の困り感やつまずき等の支援ニーズの早期把握
- 将来の社会的な自立へ向け、本人の中にある強みや成長する力を生かす支援
- 本人の心理的な状態（心のエネルギー）や取り巻く環境等、個々の状況に応じた段階的な支援
- 教室で授業が受けられない児童生徒への学習保障（オンライン授業の配信等）